

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21730018

研究課題名（和文）

アメリカの「表現の自由」論の普遍性を、フェミニズムとフランスを参照して探る

研究課題名（英文）

the universal validity of a theory about freedom of speech in America, referring to feminism theory and French argument.

研究代表者 田代 亜紀 (TASHIRO AKI)

専修大学・法務研究科・准教授

研究者番号：20447270

研究成果の概要（和文）：アメリカの表現の自由論に関して、主に、フェミニズムとの関係や人種差別的言論についての文献を参照してきた。また、フランスの表現の自由論との関係も探り、関係する研究会にも出席した。

後者については、より文献を参照し、思考をまとめる必要があるが、前者に関しては、論文の形でのアウトプットを3つ試みた。そのうち、特に以下の2つが、研究課題の予備的考察、直接的な考察に位置づけられる。1つは、日本の表現の自由に関して（インターネットにおける表現の自由と法規制の関係）論じたものである。もう1つは現在、取り組んでいるが、アメリカの表現の自由に関してであり、研究課題である特殊性について、放送に関する判決を題材として論じたいと考えている。

研究成果の概要（英文）： I wrote two thesis relating this subject especially. One is about a freedom of expression in Internet. This is about Japan. The other is about an America, considering freedom of expression in broadcasting.

### 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	800,000円	240,000円	1,040,000円
2010年度	99,287円	29,786円	129,073円
2011年度	700,713円	210,213円	910,926円
2012年度	700,000円	210,000円	910,000円
年度			
総計	2,300,000円	689,999円	2,989,999円

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：表現の自由、アメリカ、フランス

### 1. 研究開始当初の背景

研究を開始した当初、アメリカにおいては、

表現の自由理論が揺らいでいるのではないかとこの理論状況があった。例えば、ポルノ

グラフィやヘイトスピーチといった、人種や性別などの属性に基づく差別的言論の問題が、伝統的な表現の自由解釈を揺るがしていた。具体的には、アメリカ合衆国において第一修正で保護される表現の自由は、それが有するさまざまな価値（自己実現、自己統治など）から、民主主義社会において非常に重要な権利とされており、また権力が介入しやすい意味でも、その介入には慎重であるべきだとされてきた。そうした態度が、国家は表現市場に対しては原則として介入してはならない、表現内容規制に対しては厳格な審査基準で臨む、等の解釈を導いてきた。

他方で、ポルノグラフィやヘイトスピーチによって攻撃される属性を持つ人々は、社会における少数者であるとか、周縁的な人々であることが多いが、彼ら・彼女らにとっては、差別的表現は単なる「表現」というよりも、差別「行為」に近く、非常にそれに苦しんでいると声を上げていた。その帰結は、手段にバリエーションはあるものの、差別的表現について規制をせよということになることが多い。

しかし、伝統的な表現の自由解釈にとって、差別的表現のターゲットにされる者の苦悩であるとか、表現それ自体が品位を欠くものであるといった価値観などは共有できても、憲法解釈として、差別的表現の規制は表現内容規制であり、なかなか受け入れることはできない。

このジレンマを生むのが、アメリカ合衆国における「表現の自由」理論の「普遍性」志向であり、それを糾弾するフェミニズムと、アメリカ合衆国とは異なる「表現の自由」観を持つフランスを参照することで、問題を検討できるのではないかと考えた。

## 2. 研究の目的

研究目的「アメリカの『表現の自由』」

論の普遍性を、フェミニズムとフランスを参照して探る」の趣旨は、アメリカの「表現の自由」理論をめぐる問題群（特に差別的言論の問題）の本質は、同理論が持つ「普遍」性にあるのではと考え、この普遍性がどのようなものなのか、如何に問題と結びついているかを、フェミニズムとフランスを比較視座に明らかにしようとするものである。

アメリカ「表現の自由」理論の普遍性の検証をすることで、多様な社会における「表現の自由」理論はどのようにあるべきかを考察する。

すなわち、アメリカ憲法学において、「表現の自由」という憲法上の権利は大変重要なものだが、近年その普遍性が疑われている。そうした議論が注目されているのは、差別的表現が問題になってからだと考えられる。具体的には、「表現の自由」によって攻撃の対象とされる弱者（人種的マイノリティ、性的マイノリティ等）は、その差別的な表現によって、対抗的な言論をすることができず、「沈黙」に追い込まれていると言われる。それは人権侵害に匹敵するものである、という主張もある。本研究の目的は、こうした「表現の自由」に関する問題状況に注目し、「表現の自由」という権利が本当に普遍的なものなのか、そうした問題状況を克服するような「表現の自由」論の構築はできないのか、といったことを考えることにある。

最終的には、人種や性別といった様々な属性を持つ人、または宗教・信条などにおいて多様な価値観を持つ人で構成される社会において、あるべき「表現の自由」論とはどのようなものか、ということ考察したい。

## 3. 研究の方法

主に文献の参照、考察をした。アメリカの表現の自由理論一般についての文献、伝統的な表現の自由についてフェミニズムの立場

から糾弾する文献（例えば、ジュディス・バトラーやドゥルシラ・コーネル、G・C・スピヴァグなど）、フランスの表現の自由論、フランスからアメリカの表現の自由論について論評する文献などを参照した。

フランスにおける議論については、慶應義塾大学フランス公法研究会に出席させていただいた。特に、2013年2月23日の第13回慶應義塾大学フランス公法研究会の報告の1つは、フランスの差別的表現に関するもので、フランスの「表現の自由」観について、示唆深いものであった。

#### 4. 研究成果

アメリカの「表現の自由」理論の普遍性について、周縁的立場にあるフェミニズムの議論、異なる表現の自由観を持つフランスの議論を参照することで、検討することができた。

下記に挙げた論文は本研究の予備的考察に位置付けられ、現在も、上記の研究成果を部分的に公表する論文を作成中であり、今年度中に発刊する予定である。

下記に掲げた研究成果である雑誌論文①は、名古屋高裁平成24年4月27日判決についての判例評釈である。請願権については、学説において議論があったものの、判例として正面から争われたものは少なかった。その意味で、地裁段階から注目された事件だった。憲法上の論点は、①署名行為・署名活動は、憲法16条・21条により保障されるか。②署名者に対する戸別訪問調査は許されるか、というものであった。

本件は請願を受理する側が積極的に対応することが問題となり、ないがしろにされがちな請願権という従来型の問題とは違う構図の事案だったが、だからこそ請願権の権利性と誠実処理義務、憲法16条の関係についての議論の深化が望めると考えた。

雑誌論文②は、インターネットに対する法

規制の一端（プロバイダ責任制限法と青少年インターネット環境法）を題材に、インターネットにおける法規制の在り方と、それが憲法上の権利である表現の自由、通信の秘密等とどのように整合するかについて考察したものである。プロバイダ責任制限法は、制定から10年が経ち、裁判例も蓄積した。そうした裁判例の一部を概観しつつ、実際の事件から法に求められることを考察した。そのなかで一番大きな問題は、プロバイダ等の作為義務の範囲が法的に明確にされることが望ましいということであった。しかし、その一律の規定は難しいのではないかと仮に規定しても抽象的な内容にならざるを得ないのではないかということが言われている。青少年インターネット環境法に関しては、フィルタリングソフトの有効性とその憲法上の問題を考察した。

図書①は、取材の自由に関する基本判例である外務省秘密電文事件を取りあげた。同事件は、国民の「知る権利」が国家秘密にも及ぶか否かという点が問題になった。しかし、その論点は取材方法の是非という議論に絡めとられてしまったという見方がある。近時、こうした立場から秘密電文事件を問い直すべく提起された訴訟が2つある。謝罪文交付等請求事件（以下、国賠訴訟）と文書不開示決定処分取消等請求事件（以下、情報公開訴訟）であり、この新しい2つの訴訟を参照し、かつての最高裁判決を考察した。

本来、「知る権利」は、表現の自由に関して送り手と受け手が分離し、かつマスメディアや政府機関に情報が集中している状況下で、表現の自由を受け手の側から再構成したものである。情報を受領する権利を認めなければ、憲法21条が規定する表現の自由は実効的に保障されない。本件では、「知る権利」と報道の自由、取材の自由の関係も問題にな

る。

国民の「知る権利」を充足させるという観点からすると、かつての最高裁判決も新しい2つの判決も不十分なものであった。その点について、判例を内在的に検討した。

このほかに、現在、執筆中の論文があり、これはアメリカの放送に関する判例（FOX 事件）を題材として、放送の自由、放送を規制する根拠について考察している。放送も、表現の自由の一分野であるが、そこには時代の変化、情報技術の進展から、理論状況に揺らぎがあり、本研究課題の表現の自由の「普遍性」からすると興味深い問題である。

以上の研究成果は、すべて、日本とアメリカの双方についての「表現の自由」に関するものであり、直接的か間接的かなどの濃度の差はあるものの、本研究課題に取り組んだことが反映されていると考える。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

- ① 田代亜紀、「署名活動の自由と請願権・表現の自由」判例セレクト 389 巻9 頁、2013 年、査読無。
- ② 田代亜紀、「インターネットと法規制—憲法学の観点から」月報司法書士 495 巻10 -17 頁、2013 年、査読無。

〔図書〕（計 1 件）

- ① 辻村みよ子・山元一・佐々木弘道編『憲法基本判例』（取材の自由について部分執筆）2013 年刊行予定

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

田代 亜紀 (TASHIRO AKI)  
専修大学・法務研究科・准教授  
研究者番号：20447270

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者 ( )

研究者番号：